

1. 背景

- 自然災害の頻発化、経営者の高齢化によって、多くの中小企業は、事業活動の継続が危ぶまれている。
- 中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力を高めるとともに、円滑な事業承継を促進する必要。

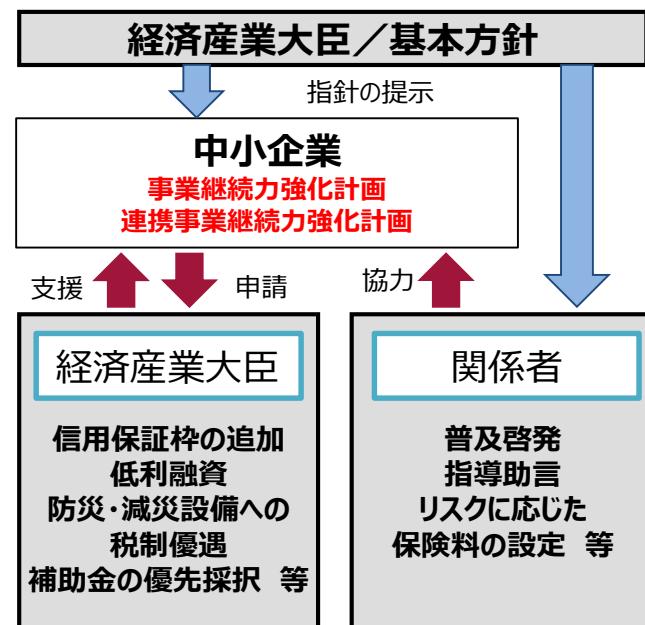
2. 主な措置事項

- (1) ①中小企業が、単独又は他者と連携して行う、事業継続力強化に対する支援
②商工会・商工会議所が市町村と共同で行う、小規模事業者の事業継続力強化のための取組に対する支援
- (2) 個人事業者の事業承継（生前贈与）の円滑化に資する、遺留分に関する民法特例の個人事業者への対象拡大 など

(1) 中小企業・小規模事業者の事業継続力の強化

①事業継続力強化に対する支援 【中小企業等経営強化法改正】

- 事業継続力強化に関する「**基本方針**」の策定
 - ① 中小企業が行う**事前対策**の内容
 - ② 中小企業を取り巻く**関係者※1**に期待される**協力**
※1 サプライチェーンの親事業者、金融機関、保険会社、地方自治体、商工団体 等を想定。
- 中小企業の**事業継続力強化**に関する**計画を認定**し、**支援措置**を講ずる。
 - ① **中小企業者が単独**で行う**「事業継続力強化計画」**
例) 災害時の初動対応、自家発電、制震・免震装置等の設備投資、保険加入等のリスクファイナンス、実効性確保に向けた訓練の実施 等
 - ② **複数の中小企業が連携**して行う**「連携事業継続力強化計画」**
例) 経営資源の融通(原材料、人員派遣、代替生産) 等
- 中小企業を取り巻く**関係者※2**による**協力 (努力規定)**
※2 法律案は、国、地方公共団体、親事業者に加えてその他の者を規定。

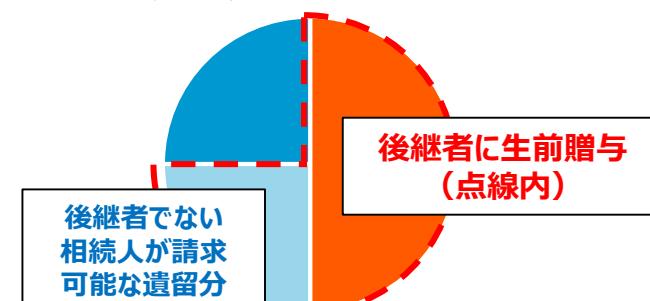


(2) 中小企業の経営の承継の円滑化 【承継円滑化法改正】

- **個人事業者**の土地、建物、機械等の承継に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する「**個人版事業承継税制**」の創設が平成31年度税制改正大綱に盛り込まれた。
- 新税制の効果が十分に発揮されるよう、**遺留分※**に関する**民法特例の対象を個人事業者に拡大**。
※民法上、最低限保障されている相続人の取り分

(現行の手続)
会社について、**相続人全員の合意**を得れば、簡便な手続で、後継者に生前贈与された株式を、遺留分を算定するための財産から除外することなどが可能。

＜遺留分請求のイメージ＞



(注)後継者でない相続人が事後的に自らの遺留分を請求すれば、**後継者は事業用資産の一部を失うおそれ**。

(3) その他 (関係者の関与による基盤強化等)

- 上記と併せ、中小企業の基盤強化を図るため、
 - ・一定の要件を満たす中小企業者等が**社外高度人材**（プログラマー・エンジニア、弁護士・税理士・会計士等）を活用して新事業分野を開拓する計画の**認定制度を創設**、認定を受けた者に対し金融支援・税制支援（ストックオプション税制の対象に、計画に従って活用する社外高度人材を追加）を講ずる。
 - ・小規模事業者の経営発達に係る支援事業について、商工会・商工会議所と**市町村（特別区含む）**が**共同で計画を作成**するとともに、認定の際に**都道府県知事の意見を聴くものとする**。
- これらに関する情報提供、相談対応等を、新たに（独）中小機構の業務に追加するため、【独立行政法人中小企業基盤整備機構法】も一部を改正。